

原則 7	【役員に対する適切な勤続づけの枠組み等】 金融事業等は、顧客の資産の利益を追求するための行動、顧客の利益を損ない、利益侵害の適切な管理等を要するよう、当該行の「報酬・退職給付制度」は、従業員が従事する業務の適切な勤続づけの枠組みや適切なパフォーマンス水準を考慮すべきである。	実施	7. 従業員に対する適切な勤続づけの枠組み等	6. 営業社員の定着率 8. 研修の実績
	(注) 金融事業等は、各機関にのみならず付随している法人格に「関係する内容及び実施しない方針」に関する内容が明記されていることにより、他社と従業員に通知するとともに、当該社員の業務に支障を及ぼすための体制を整備すべきである。	実施	7. 従業員に対する適切な勤続づけの枠組み等	6. 営業社員の定着率 8. 研修の実績

【問合せ先】	
部署	業務管理部
連絡先	kyomumane@financialapp.jp